



一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県山武市松尾町広根1967番地1
氏名 株式会社 新栄産業 代表取締役 前川 成吉

令和 6 年 3 月 15 日 付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

令和 6 年 3 月 29 日

山武郡市環境衛生組合
管理者 松下 浩明



許可番号	許可 18 号
事業所の所在地及び名称	千葉県山武市松尾町広根1967番地1 株式会社 新栄産業 本店営業所
事業の範囲	収集運搬（積替保管を含）
取り扱う一般廃棄物の種類	事業系可燃物 事業系資源物 事業系不燃物 事業系有害・危険物 事業系粗大ごみ
許可期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
廃棄物収集を行うことができる区域	山武市のうち山武地域 山武市のうち松尾地域 山武市のうち蓮沼地域 芝山町全域 横芝光町全域
廃棄物の搬出先又は処分先	山武郡市環境衛生組合 (株)新栄産業一時保管場所
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。 2 当組合許可要領第 6 条に示す許可条件を遵守すること。 3 当組合へ搬入する廃棄物は本許可証記載域内の廃棄物に限る。 (「廃棄物の搬出先又は処分先」の欄に当組合が記載されている場合)

※ 業務に従事する際は、本許可証（両面）の写しを携行し、関係者から求められたときは提示すること。



許 可 条 件	4 毎月10日までに前月の事業実績を報告すること。 5 事故が発生した場合は速やかに当組合へ報告すること。
---------	--

廃棄物収集を行うことができる区域の注意事項

山武市のうち山武地域とは山武市のうち次の区域をいう。

麻生新田、雨坪、板川、板附672番地～676番地、板附677番地1、板附677番地2、板附678番地～686番地、板中新田、植草、大木、沖渡、木原、実門、椎崎、下布田、戸田、中津田、埴谷、引越、日向台、美杉野1丁目、美杉野2丁目、美杉野4丁目、武勝、森、矢部、西湯坂及び横田

山武市のうち松尾地域とは山武市のうち次の区域をいう。

松尾町祝田、松尾町大堤、松尾町小川、松尾町折戸、松尾町借毛本郷、松尾町蕪木、松尾町上大蔵、松尾町金尾、松尾町木刀、松尾町五反田、松尾町古和、松尾町猿尾、松尾町下大蔵、松尾町下野、松尾町下之郷、松尾町高富、松尾町武野里、松尾町田越、松尾町八田、松尾町引越、松尾町広根、松尾町富士見台、松尾町松尾、松尾町水深、松尾町本柏、松尾町本水深、松尾町谷津及び松尾町山室

山武市のうち蓮沼地域とは山武市のうち次の区域をいう。

蓮沼イ、蓮沼ニ、蓮沼ハ、蓮沼平、蓮沼ホ及び蓮沼ロ

横芝光町のうち横芝地域とは横芝光町のうち次の区域をいう。

牛熊、姥山、於幾、小堤、北清水、木戸台、栗山、古川、坂田、坂田池、曾根合、寺方、遠山、取立、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田、長倉、中台、長山台、新島、屋形、谷台、横芝及び両国新田

横芝光町のうち光地域とは横芝光町のうち次の区域をいう。

新井、市野原、小川台、尾垂イ、尾垂ロ、木戸、小田部、上原、篠本、篠本根切、芝崎、芝崎南、台、富下、母子、原方、二又、傍示戸、宝米、宮川、虫生、目篠及び谷中



第9号様式（第7条関係）

一般廃棄物収集運搬業変更届

令和6年7月2日

山武郡市環境衛生組合
管理者 松下 浩明 様

申請者 住 所 〒289-1533
千葉県山武市松尾町広根1967番地1
氏 名 株式会社 新栄産業
代表取締役 押尾 茂
電話/FAX 番号 0479-80-7171/0479-80-7172
Mail shinei@arrow.ocn.ne.jp



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項に記載された事項を変更したので、山武郡市環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 許可番号 第18号
2. 許可年月日 令和6年 3月29日
3. 変更事項 代表取締役の変更
4. 変更年月日 令和6年 4月23日
5. 変更理由 代表取締役の辞任による交代



※変更の日から10日以内に変更の事実を証する書面を添えて提出すること。

申請代理人 千葉県旭市井戸野4313番地7
行政書士 新館 勉
TEL 0479-62-4030